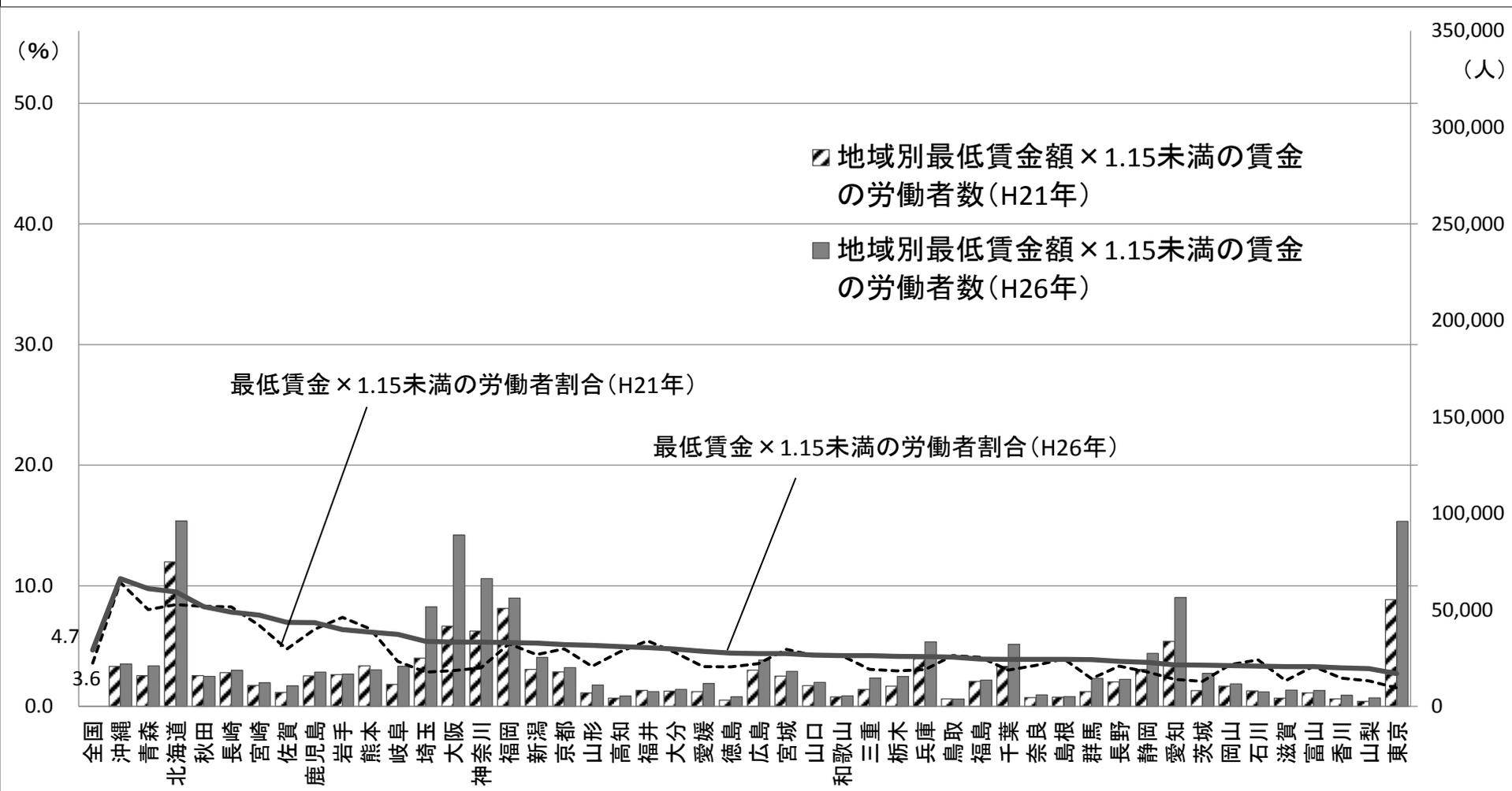


# 最低賃金近傍の労働者の実態について (賃金構造基本統計調査に基づく分析)



## 2 都道府県別の最低賃金近傍の一般労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者は全国で4.7%（平成26年）
- 平成21年の3.6%から増加
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の一般労働者数が多いのは、東京、北海道、大阪、神奈川
- 一般労働者に占める割合が多いのは、沖縄、青森、北海道、秋田、長崎



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

※都道府県の順番は割合(2014年)の大きい順

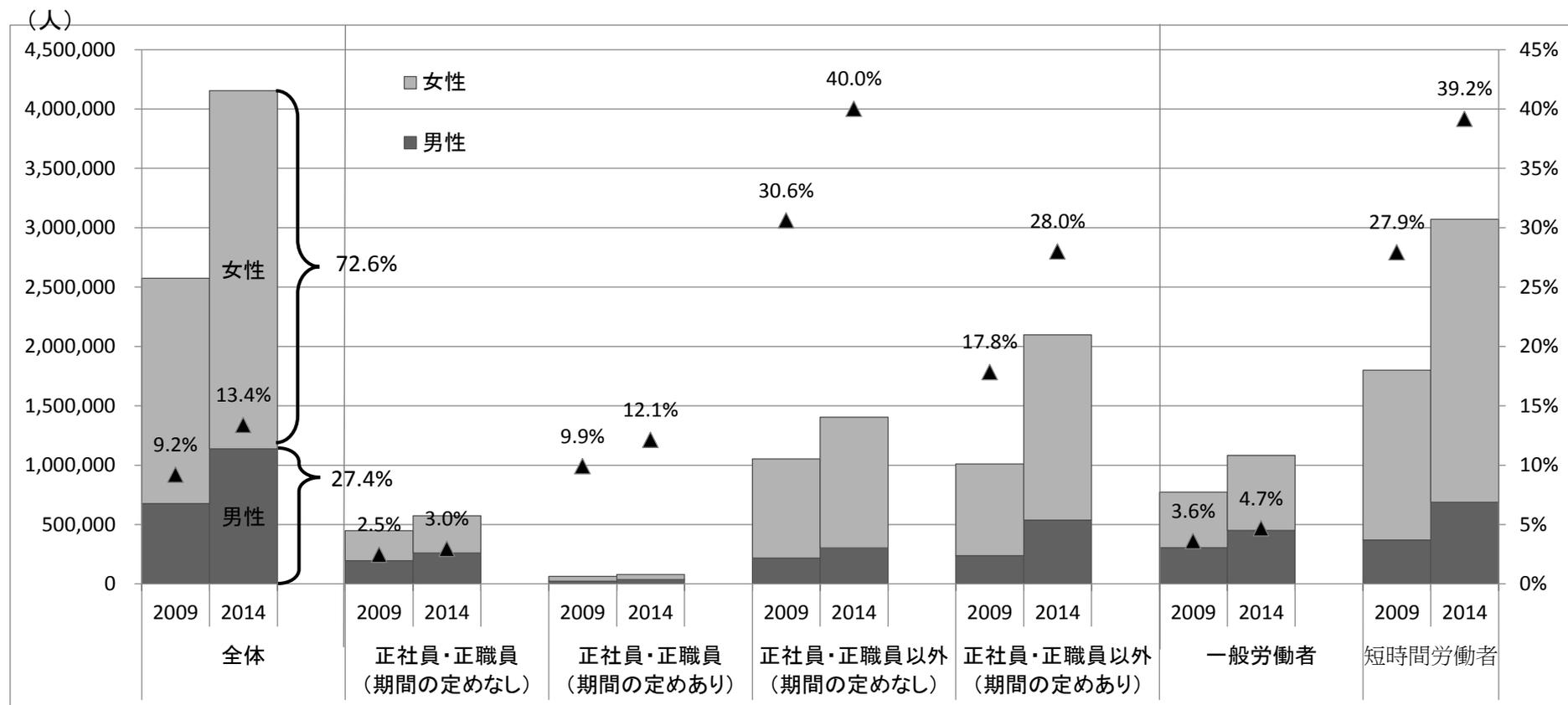






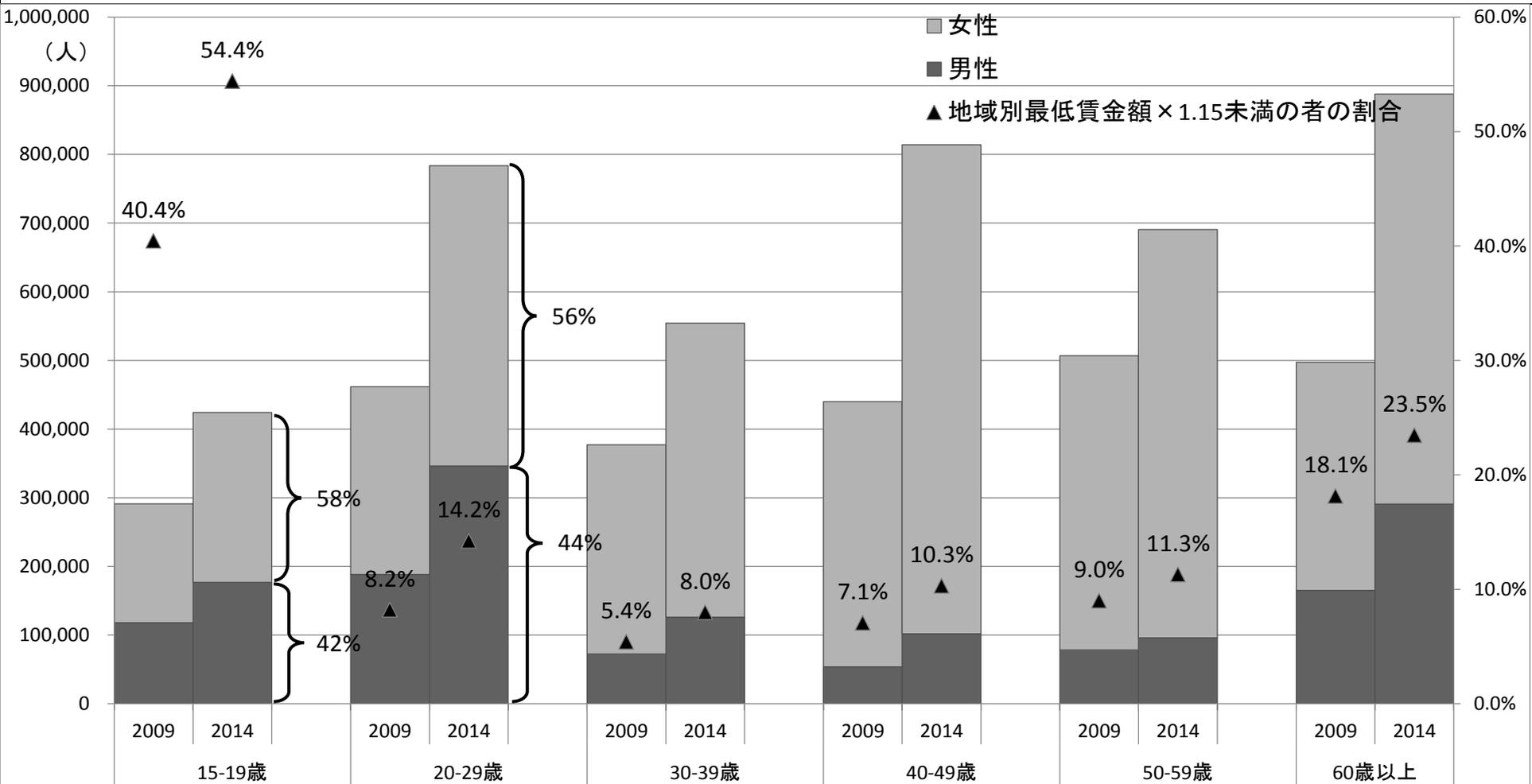
# 6 性別・雇用形態・就業形態別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、性別で見ると、女性が約72.6%、男性が約27.4%（平成26年）
- 雇用形態別に見ると、労働者数では「正社員・正職員以外（期間の定めあり）」の労働者が最も多く、ついで「正社員・正職員以外（期間の定めなし）」、「正社員・正職員（期間の定めなし）」となっている。
- 属性に占める割合で比較すると、「正社員・正社員以外」で期間の定めのない雇用契約（無期）の労働者に占める割合が40%と最も高い。



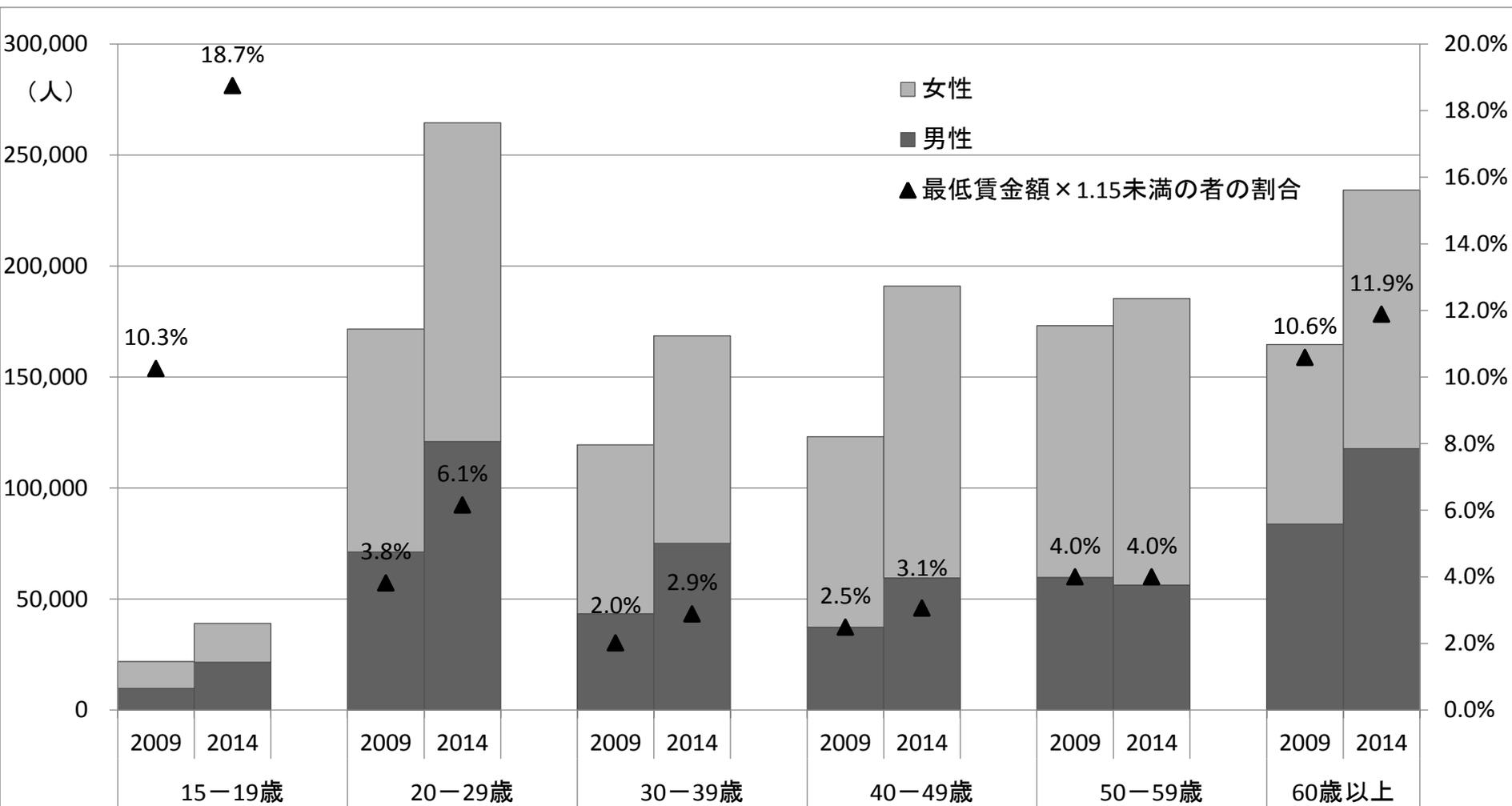
# 7 年齢階級別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

- それぞれの年齢階級に占める地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者の割合では、15-19歳代が最も高く、平成26年では54.4%となっている。
- 男女別では、おおむね女性の占める割合が多いが、15-19歳代、20歳代では男性も多くなっており、15-19歳代の約42%、20歳代の約44%を占める。



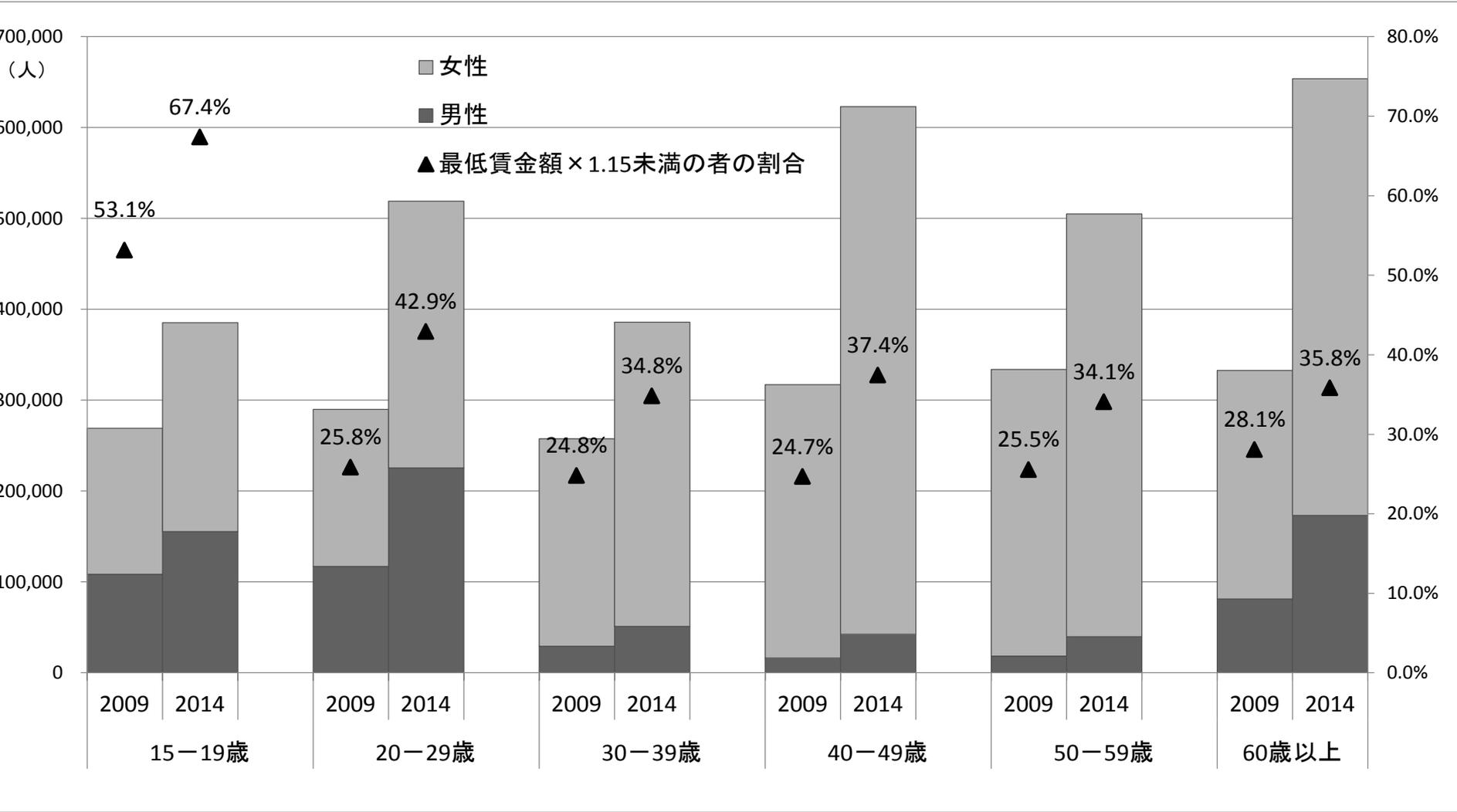
## 8 年齢階級別の最低賃金近傍の一般労働者の分布状況

- 一般労働者の年齢階級別の地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者の割合は、15－19歳代が最も高く、平成26年では、18.7%となっている。
- 男女別では、女性の占める割合が多いが、20歳代や60歳以上では男性も多い。



# 9 年齢階級別の最低賃金近傍の短時間労働者の分布状況

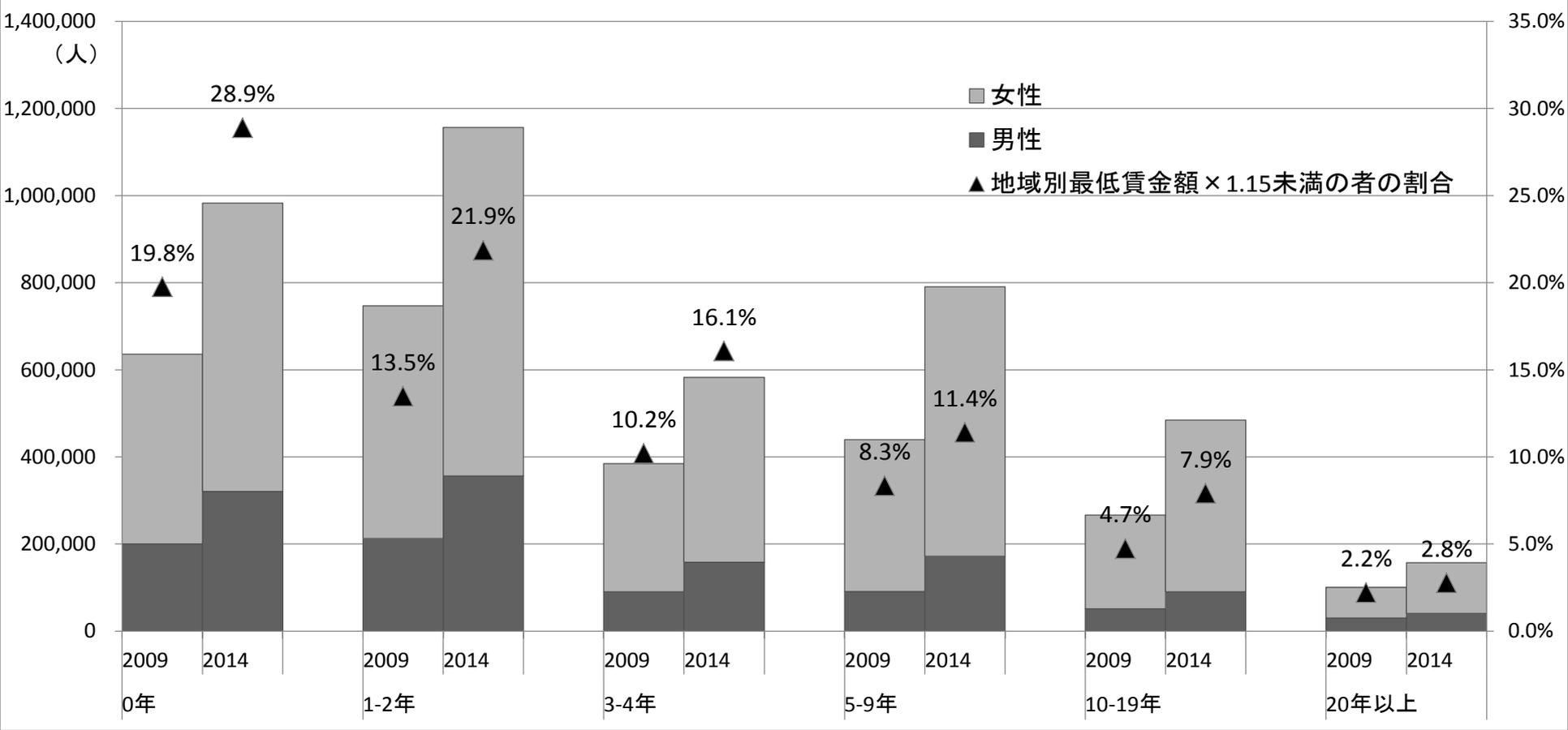
- 短時間労働者の年齢階級別の地域別最低賃金×1.15未満の賃金の労働者の割合は、15-19歳代が最も高く、平成26年では67.4%となっている。
- 男女別では女性の占める割合が多いが、15-19歳、20歳代、60歳以上では男性も多い。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

# 10 勤続年数階級別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

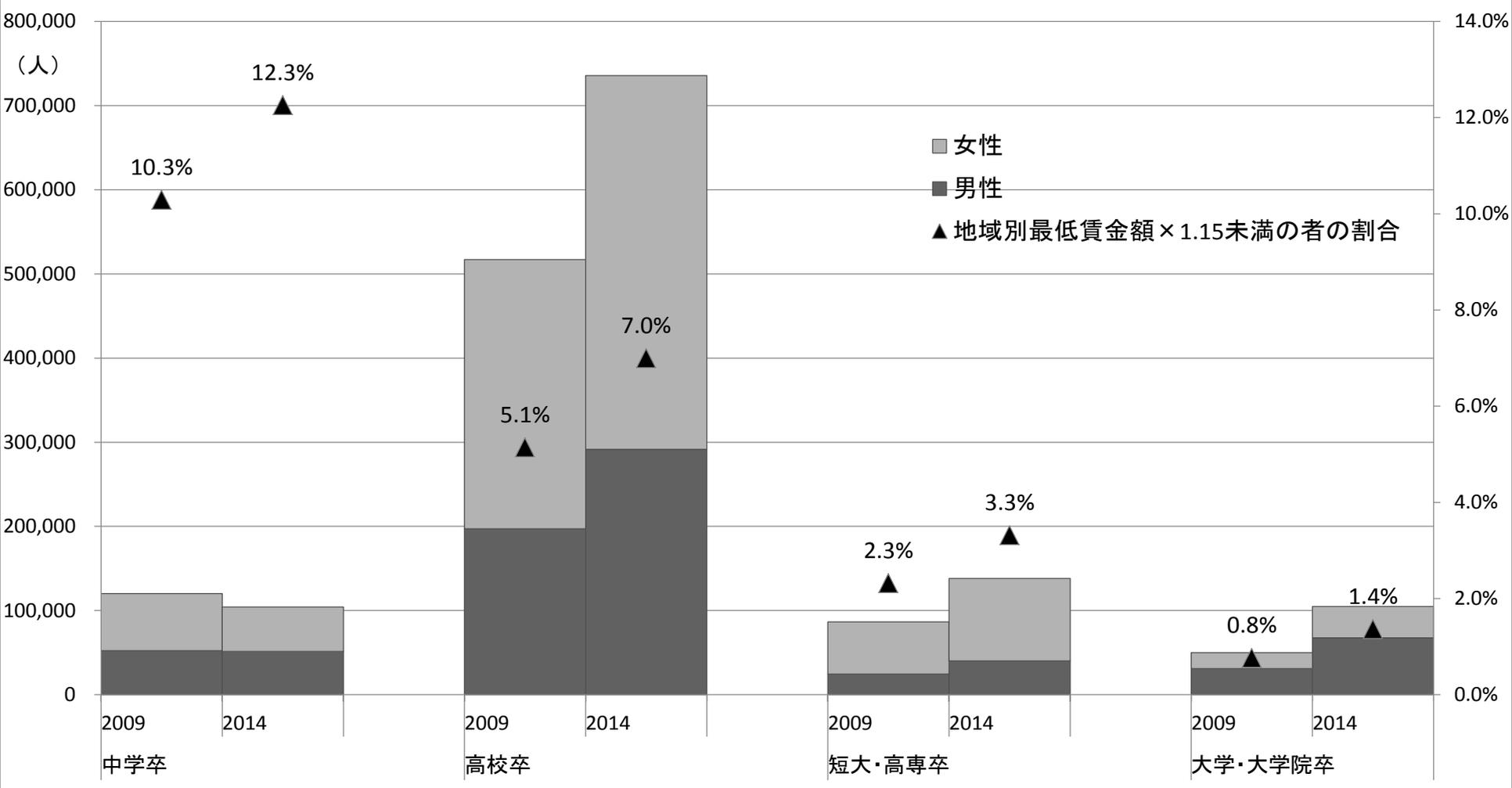
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、勤続年数階級別に見ると、勤続年数1-2年の労働者が最も多く、次いで勤続年数0年、5-9年となっている。
- それぞれの勤続年数階級に占める割合は、勤続年数が短い順に高くなっている。
- いずれの勤続年数階級でも平成21年から平成26年にかけて増加しており、特に、5-9年、10-19年の伸び率が大きい。勤続5-9年までの階級で男性の伸びが女性より大きい。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

# 11 学歴別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

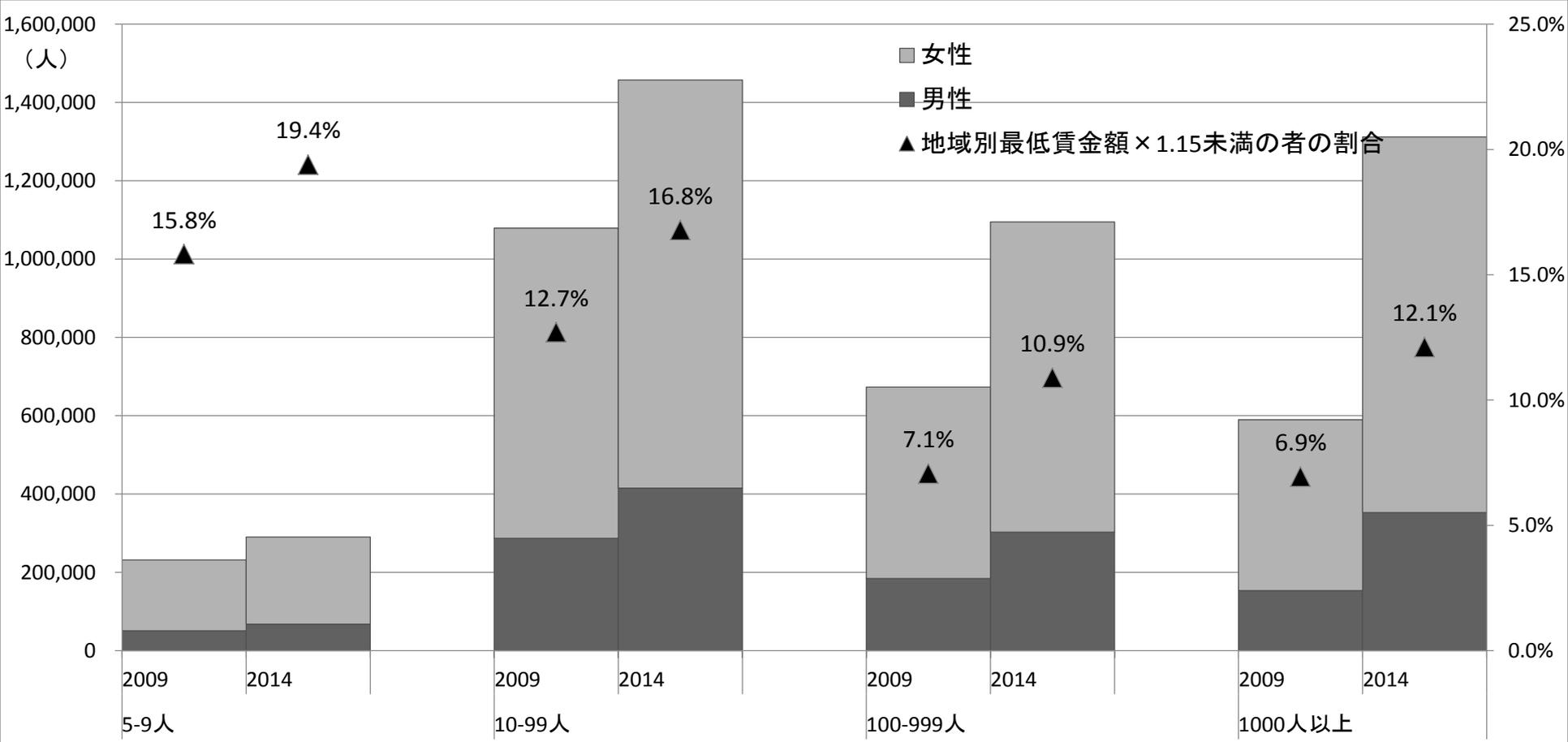
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、学歴別に見ると、高校卒の労働者が最も多いが、各学歴層に占める割合は中学卒が最も高い（12.3%）
- 平成21年との比較では学歴が高いほど人数の伸び率は大きくなっている。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

# 12 企業規模別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

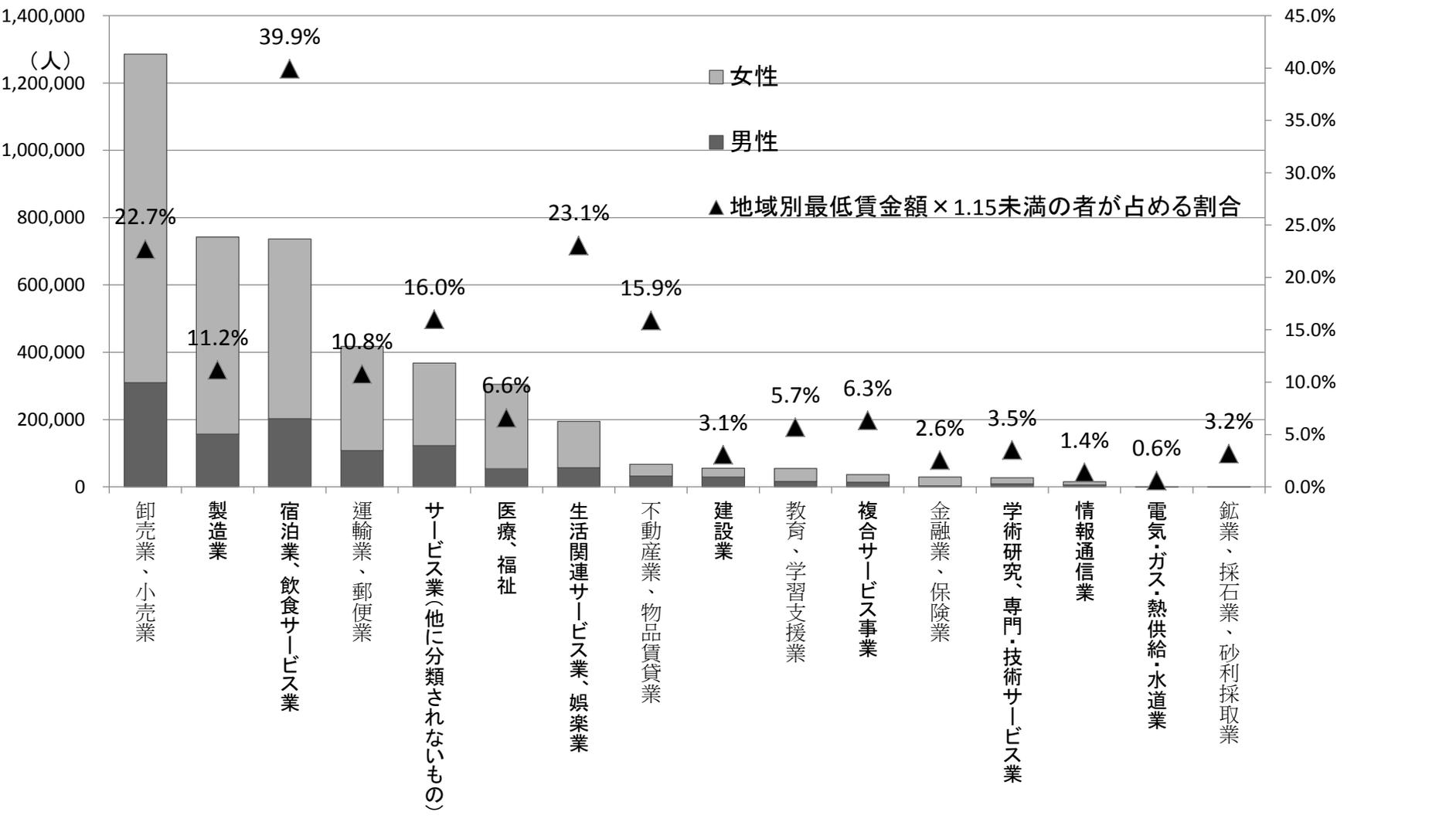
- 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、企業規模別に見ると、企業規模10-99人、1000人以上、100-999人の順で多い。
- 平成21年との比較では、企業規模が大きいほど伸び率が大きい。
- それぞれの属性に占める割合は、5-9人、10-99人で大きい。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

# 13 産業別の最低賃金近傍の労働者の分布状況について

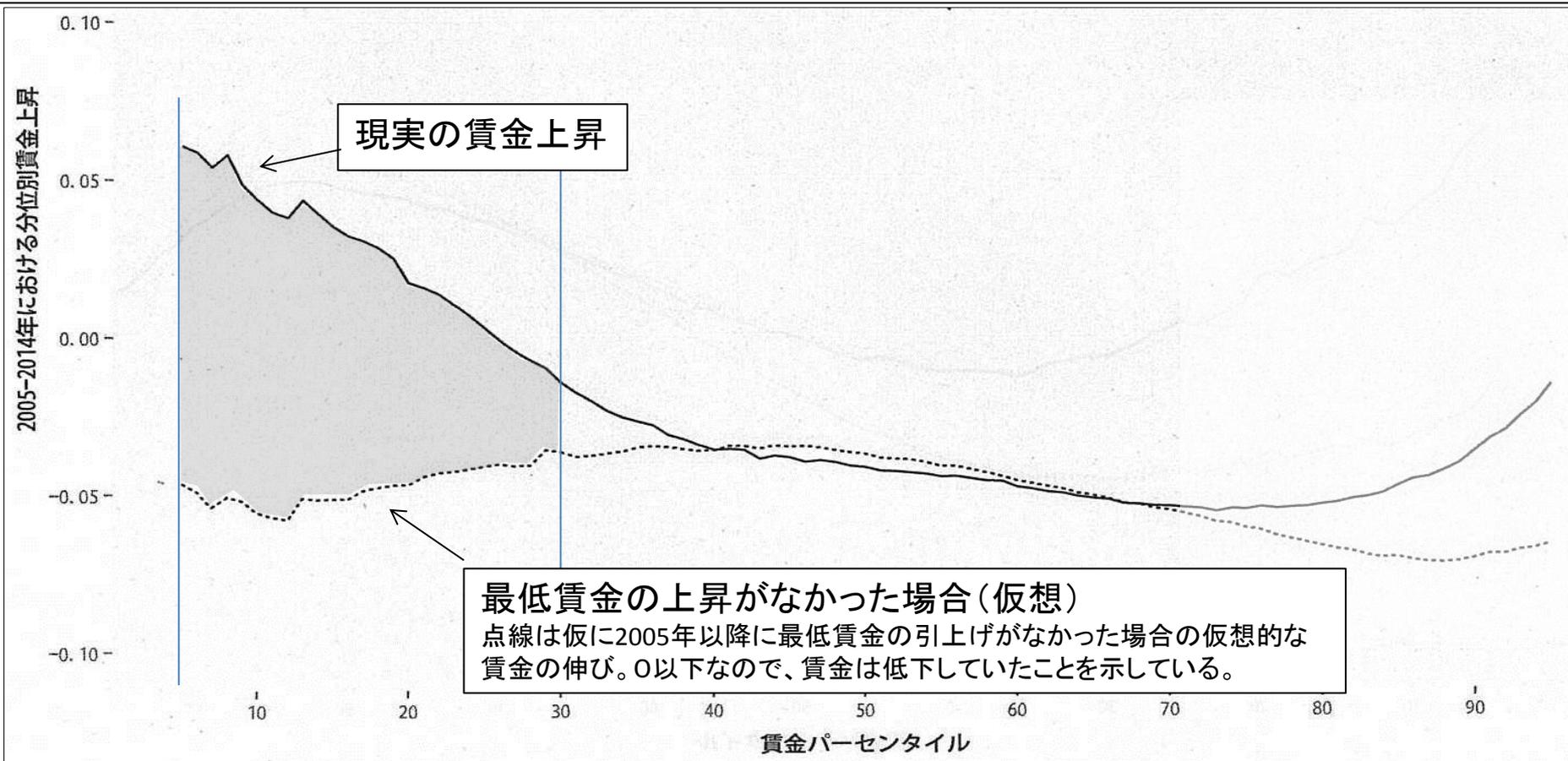
○ 地域別最低賃金額×1.15未満の賃金の労働者について、産業（大分類）別に見ると、卸売業、小売業、製造業、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、サービス業（他に分類されないもの）、医療、福祉の順で多い。



資料:「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」を労働政策研究・研修機構により特別集計

# 14 2000年代後半の最低賃金の引き上げが賃金の伸びに与えた影響

- 2005年-2013年までの最低賃金の上昇は、2014年の賃金分布の0～30パーセンタイル値の賃金で働く労働者の賃金上昇に寄与
- 「2005年から最低賃金の改定がなかった場合の2014年賃金」と「現実の2014年賃金」との差額は1人当たり約10万円（年収） → 総額は少なく見積もっても、9,000億円超

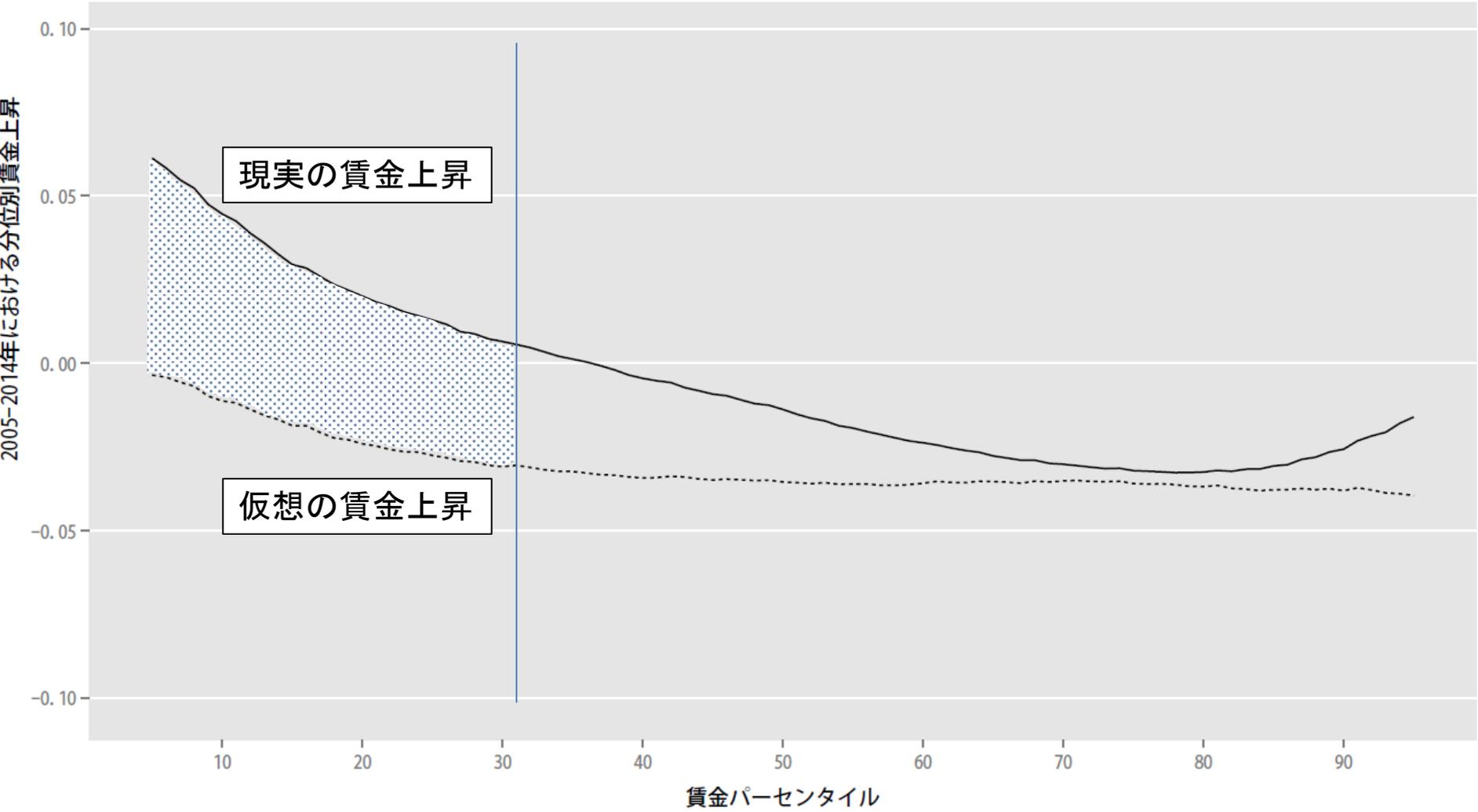


## (参考) 分析手法の概要

- ・ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の2004～2014年の11年分の労働者データを用いた。
  - ・ 調査年、都道府県、年齢階級、学歴及び産業の影響を一定としたとき、最低賃金の上昇が各パーセンタイル賃金の上昇に及ぼす影響を推定。
- 2005年から最低賃金が上昇しなかった場合の2014年の賃金分布を推計し、現実の2014年の賃金分布との差を算出した。

# 15 最低賃金の引上げが賃金の伸びに与えた影響（一般労働者）

○ 2005年-2013年にかけての最低賃金の引上げは、一般労働者の賃金分布の31パーセント以下賃金以下の2005年から2014年における賃金上昇に寄与



# 16 最低賃金の引上げが賃金の伸びに与えた影響（短時間労働者）

○2005年-2013年にかけての最低賃金の引上げは、短時間労働者の28～55パーセンタイル賃金の2005年から2014年における賃金上昇に寄与

